

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置	面積	備考
光和精鉱株式会社 戸畑製造所 所長 石橋 幸雄	北九州市戸畑区 大字中原46番地の93	敷地面積 102,347.57 m ² 建築面積 18,890.44 m ² (申請部分 553.48 m ²) 延床面積 23,493.52 m ² (申請部分 915.05 m ²)	○ 処理施設：産業廃棄物処理施設 (今回許可対象施設) ○ 施設の種類及び処理能力：(24時間) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 23.57t/日 (既存の許可施設) ○ 施設の種類及び処理能力：(24時間) 廃プラスチック類の焼却施設 30.0 t/日 廃油の焼却施設 52.0 t/日 汚泥の焼却施設 93.0 t/日 汚泥の脱水施設 494.0 m ³ /日 ごみ処理施設 147.0 t/日

申請地は資料2の位置図に示すとおり。

(理由) 今回の計画では、微量ポリ塩化ビフェニル汚染物(微量PCB汚染物)の焼却処理を行うことから、建築基準法第51条ただし書きに規定するその他の処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置の許可を行うもの。

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

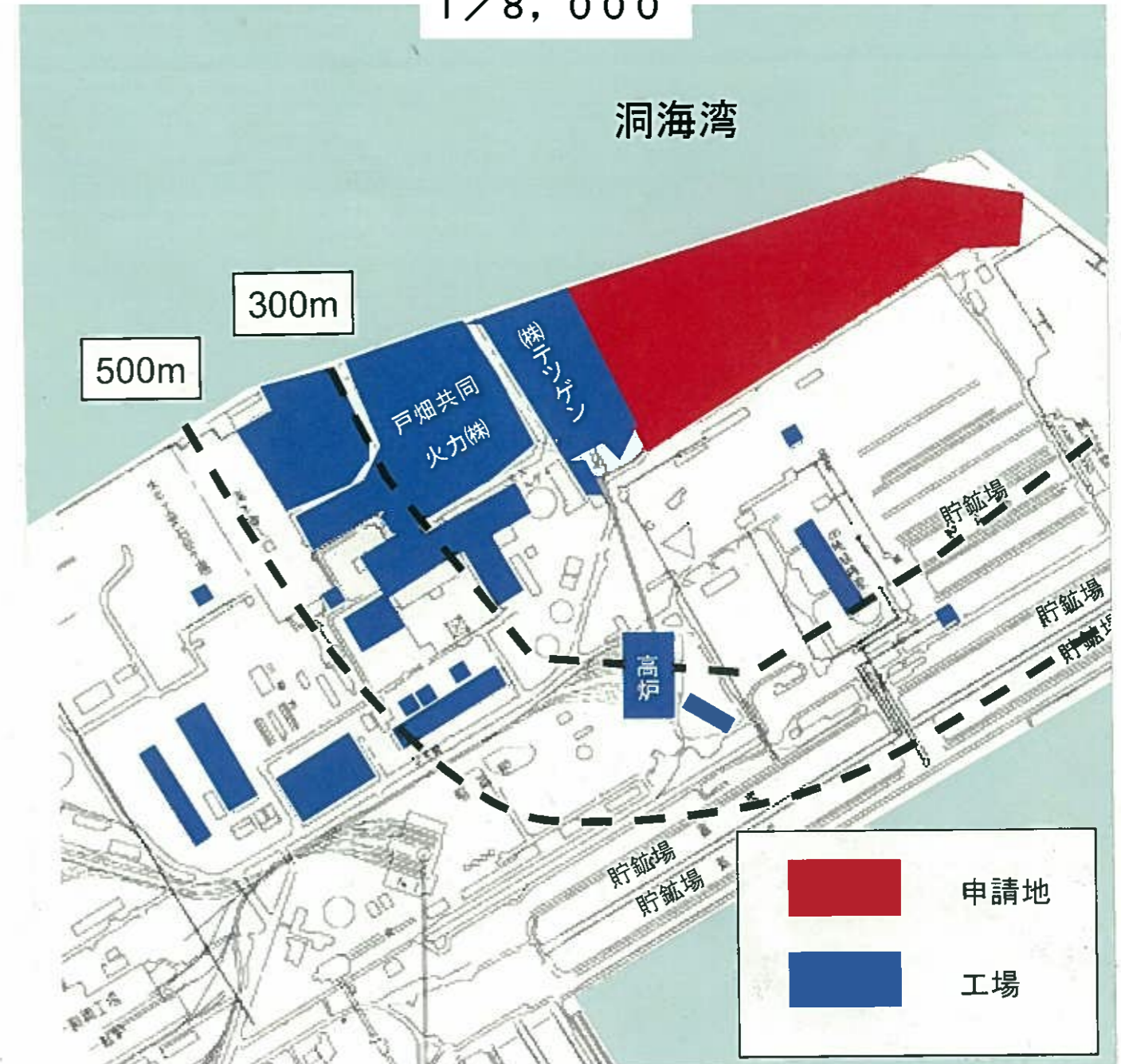
用途地域図

1/25,000

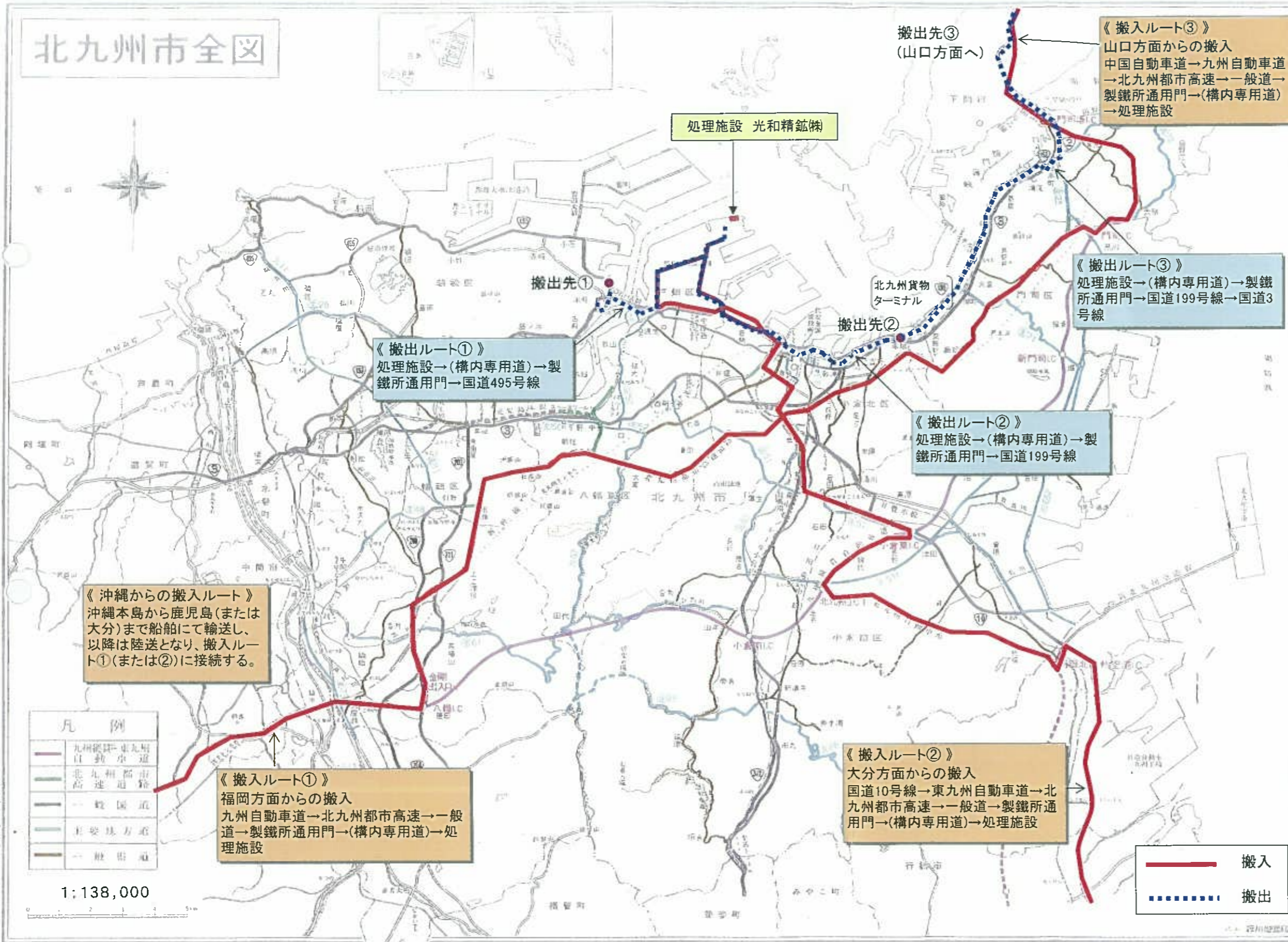


付近見取図

1/8,000



建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 運搬計画（搬出入経路）図 1/138,000



(1) 搬送経路

① 廃棄物	幹線道路であり
② リサイクル材	繁華街、住宅街はない。

(2) 搬入出量

		量	
搬入	廃棄物	23.57t/日	
搬出	リサイクル材	鉄	9t/日
		銅	5t/日
		磚子	0.4t/日

(3) 搬入出車両台数 (台/日)

	搬入		搬出	合計
	廃棄物	原料		
現状	73	30	20	123
今回申請	75	30	21	126
増加数	+2	0	+1	+3

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物。
車両は、2～20t車。

(4) 搬入物の起点及び終点

主要搬入物	起点	終点
廃棄物 (予定)	新日本製鐵株	申請地
	八幡製鐵所	
	大分製鐵所	
	電力会社	ほか

(6) 今回許可申請における搬出予定先

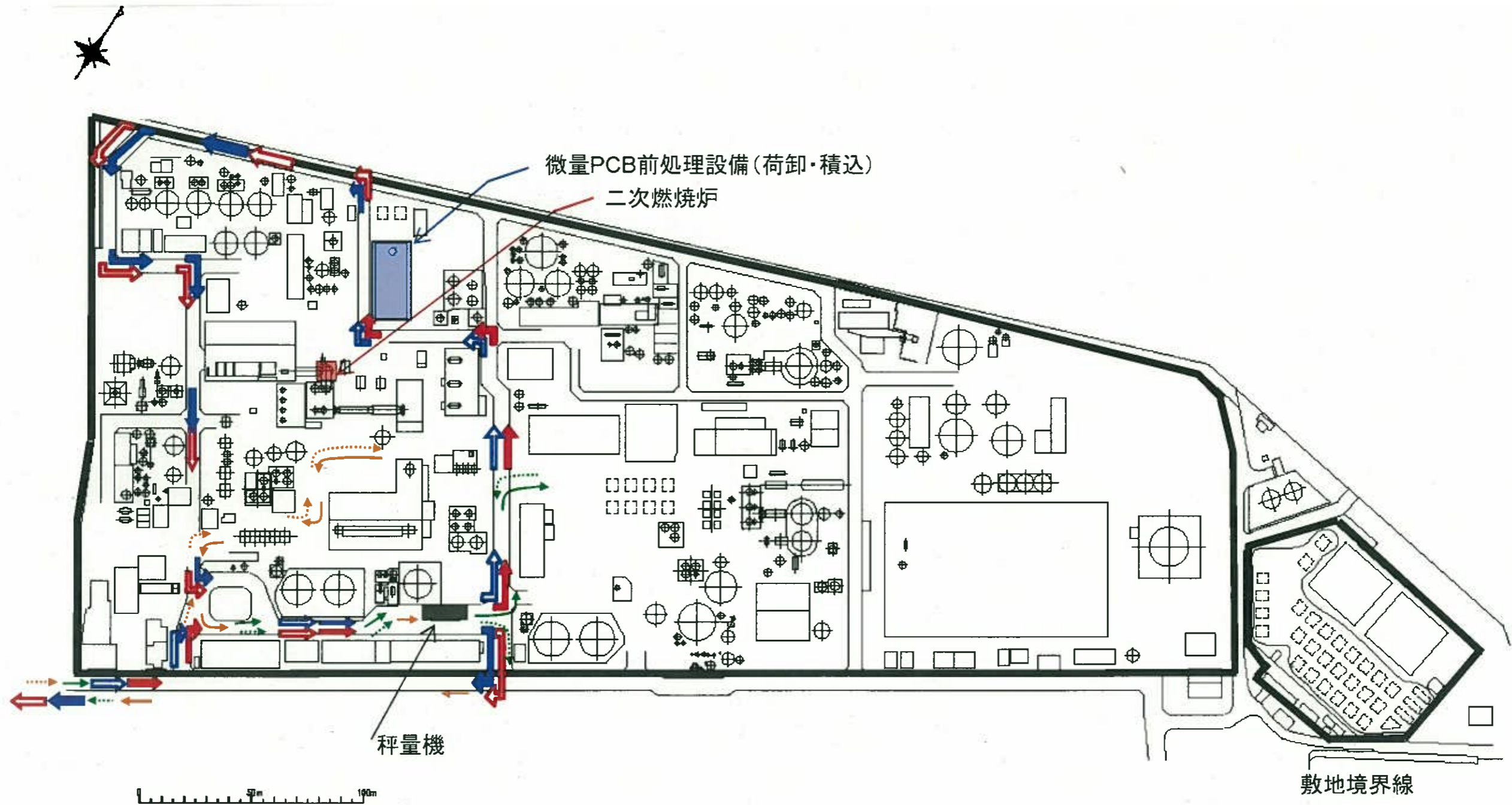
リサイクル材	搬出先
① 鉄	株式会社小玉商店 北九州市若松区北浜2丁目1-6
② 銅	小坂製錬株式会社 (北九州貨物ターミナルより出港) 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山 字尾樽部60-1
③ 磚子	共英製鋼(株)山口事業所 山口県山陽小野田市大字小野田6289-18

(7) 主要運搬業者

	運搬物	運搬許可番号
山九株式会社	廃棄物	第A000376号
日鐵運輸株式会社	リサイクル材	-

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

配置図 1/2,000



- | | | | | | | | |
|--|--------------|--|--------------|--|-----------|--|------------|
| | 微量PCB汚染油(実車) | | リサイクル品搬出(空車) | | 一廃・産廃(実車) | | 主要製品搬出(実車) |
| | 微量PCB汚染油(空車) | | リサイクル品搬出(実車) | | 一廃・産廃(空車) | | 主要製品搬出(空車) |

建築基準法第51条の規定による産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 処理フロー図

